標準処理期間の未設定理由

番号　10

処　　分　　名	水洗便所改造資金の償還期限の延長
根 拠 法 令 名	松山市水洗便所改造資金貸付条例（昭和37年条例第29号）
条　　項	第10条
所　　管　　課	上下水道サービス課

【標準処理期間を未設定とした理由】
過去に申請実績がない、まれである、今後の申請が見込めないなど、実益がない。